

児童生徒及び御家族が、PCR検査等を実施した場合及び濃厚接触者に特定された場合、速やかに学校に報告してください。

新型コロナウイルス感染症

児童生徒及び教職員に関わる事例

家庭の対応

学校の対応

臨時休業及び出席停止の期間

① 感染が判明した場合

○該当児童生徒及び教職員は、入院又は自宅療養とする。

※入院・自宅療養については、出席停止とする。

○在籍校は、感染状況を調査し、該当範囲を消毒する。  
○在籍校は、通常授業とする。ただし、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、基準（※1～3）をもとに、学校医及び教育委員会と協議し、臨時休業を判断する。必要に応じて児童生徒を下校させる。

（※1）学級閉鎖

5日程度を目安

- 1 同一学級で複数の児童生徒の感染が判明した場合
- 2 感染が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- 3 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- 4 その他、必要と判断した場合

（※2）学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

（※3）学校閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

※感染の把握状況等を踏まえたうえで、上記の場合でも閉鎖の措置を取らない場合もある。

◎臨時休業の期間

○5日程度を目安に、学校医と連携して決定する。

◎出席停止の期間

○国が定めた療養期間又は保健所や医療機関が指示した期間。  
※所定の療養期間を経て登校、出勤する場合は、陰性証明を提出する必要はない。

②・濃厚接触者に特定された場合  
・同居家族等の感染が判明した場合  
（※4）

○該当児童生徒及び教職員は、自宅待機とする。

※自宅待機については、出席停止とする。

○在籍校は、通常授業とする。  
場合によっては臨時休業とする。（※5）

（※4）安全性に配慮し、家族に感染の疑われる症状が出た段階で、児童生徒の出席を停止する。

（※5）濃厚接触者多数により、多くの児童生徒（原則、全児童生徒数の30%）が登校できない場合等は、学校医及び教育委員会と協議し、臨時休業を判断する。

◎出席停止の期間

○児童生徒及び教職員が濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に接触した翌日から起算して5日間とする。

※所定の待機期間を経て登校、出勤する場合は、陰性証明を提出する必要はない。

※濃厚接触者の出席停止期間の短縮について  
感染者と最後に接触した日を0日として、2日目及び3日目に、薬局で市販されている抗原定性検査キット（国が承認した「体外診断用医薬品」と表示されたもので、「研究用」は不可）を用いて検査した結果、陰性を確認できれば、3日目の陰性確認後から出席停止を解除できる。その際の費用は、自己負担となる。

③・同居家族等が濃厚接触者に特定された場合

○該当児童生徒及び教職員は、登校できる。

○在籍校は、通常授業とする。

児童生徒及び教職員が関係する施設やクラブ活動等で感染が判明した場合は、事例②③と同様の対応とする。

★静岡県に「まん延防止等重点措置・緊急事態宣言」が発令された場合や富士宮市の感染状況により、上記以外の対応となることもある。

※下線部変更箇所

◎このフロー図は、文部科学省・静岡県教育委員会の対応及び保健所の見解を参考としています。